

通勤手当制度の見直しについて

職員からの届出と認定される通勤経路が異なるケースが一定数生じていることから、通勤にかかる職員の負担軽減を図り、もって生産性の向上に資することを目的とし、より通勤実態に即した合理的な制度とするため、次のとおり改正する。

1 改正内容の詳細

別紙のとおり

2 実施時期

令和4年4月予定

3 その他

制度移行に関して再認定（洗い替え）は行わず、届出があったものから適用する。

○改正内容の詳細

	現行制度	改正後
乗降車駅	・ 徒歩 1 キロ未満の距離内のすべての駅 ・ 徒歩 1 キロ未満の距離内に駅がない場合は、直近の駅	A：職場側届出駅、自宅側届出駅ともに下記に該当する場合 職場側： ・ 職場ごとに現行基準での乗降車駅をベースに所属で指定したリストの駅 自宅側： ・ 徒歩 2 キロ未満の距離内の駅 ・ 徒歩 2 キロ未満の距離内に駅がない場合 直近の駅 B：A 以外の場合 ・ 徒歩 1 キロ未満の距離内のすべての駅 ・ 徒歩 1 キロ未満の距離内に駅がない場合は、直近の駅
鉄道の経路	（最安経路） ・ 乗降車駅を結ぶ最も安価な経路 ・ ただし、除外路線が含まれている場合は除く	（最安経路） ①A の場合 ・ 本人が指定する乗降車駅を結ぶ最も安価な経路 ・ ただし、除外路線が含まれている場合は除く ・ 一部の路線について、特例的に最安経路としない。 ②B の場合 ・ 乗降車駅を結ぶ最も安価な経路

	現行制度	改正後
	(本人届出を優先する場合)【最安経路の特例】 ・最安経路と同額若しくは安価な経路 ・最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額の経路 ・最安経路の路線数より路線数が減少する経路 (届出駅が乗降車駅である場合のみ) ・ただし、合理的な理由がある場合は、乗降車駅から 1 駅後退した駅の利用を認める。	・ただし、除外路線が含まれている場合は除く (本人届出を優先する場合)【最安経路の特例】 ①最安経路と同額若しくは安価な経路 ②最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額の経路  廃止 ・ただし、合理的な理由がある場合は、乗降車駅から 1 駅後退した駅の利用を認める。(B の場合のみ)
バス利用	(最安経路に加える場合) ・徒歩 1 キロ未満の距離内に駅がなく、利用距離が 1 キロ以上の場合は、最安経路に加える。 (1)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がある場合 →当該バス経路 (2)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がない場合 →届出駅に至る経路 ※徒歩 1 キロ未満に駅がある場合は、バス経路は加えない。(最安経路の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。)	(最安経路に加える場合) ①A の場合 ・届出駅までの利用距離が 1 キロ以上の場合は、最安経路に加える。 ・ただし、自宅(職場)から 1 キロ未満の駅に向かうバス経路は除く。 ②B の場合 かつ徒歩 1 キロ未満に駅がない場合 (1)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がある場合 →当該バス経路 (2)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がない場合 →届出駅に至る経路 ※徒歩 1 キロ未満に駅がある場合は、バス経路は加えない。(最安経路の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。)

	現行制度	改正後
	(その他) ・バスのみで通勤する場合や、鉄道がある区間をバスで通勤する場合は、最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。	(その他) ・バスのみで通勤する場合は、届出のバス停を結ぶ最も安価な経路を認定する。 (ただし、乗り継ぎを行わない場合に限る) ※最安経路との比較は行わない。 ・鉄道がある区間をバスで通勤する場合は、B の場合の最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。
自転車利用	・乗降車駅までの最短の経路の距離に応じて支給。 ・自転車のみで通勤する場合は、最安経路の額の 1.2 倍の範囲であれば支給。	・乗降車駅までの最短の経路の距離に応じて支給。 ・自転車のみで通勤する場合は、職場までの最短の経路の距離に応じて支給。
マイカー利用	・乗降車駅まで使用する場合は、自転車利用の取扱いと同様。 ・職場まで使用する場合は、必要性を精査の上、個別に判断。	変更なし（現行の取扱いと同じ）
認定されない場合	・本人届出を認定することができない場合は、最安経路の額が支給される。	変更なし